

分任契約担当官陸上自衛隊仙台駐屯地
東北方面会計隊本部業務科長 金 敏広

下記のとおり一般競争入札を実施するので、入札心得等関係事項を承知した上で参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

No.	グループ	件名	規 格	数量	単位	使 用 期 間	需 要 場 所	入札日時 (入札場所)
1	A	陸上自衛隊仙台駐屯地で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%)	仕様書のとおり	1	ST	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	陸上自衛隊仙台駐屯地	令和8年2月27日(金) 10時00分 (253号隊舎3F中央ホール)
	B	自衛隊仙台病院で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%)					自衛隊仙台病院	
	C	陸上自衛隊反町分屯地で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%)					陸上自衛隊反町分屯地	
	D	陸上自衛隊反町分屯地進入路で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%)					陸上自衛隊反町分屯地	
	E	防衛マイクロ手倉山通信中継所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%)					陸上自衛隊防衛マイクロ手倉山通信中継所	
	F	防衛マイクロ東稲山通信中継所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%)					陸上自衛隊防衛マイクロ東稲山通信中継所	
	G	自衛隊南目宿舎19号棟ほか(共用)で使用する電気 (再生可能エネルギー比率60%)					陸上自衛隊仙台駐屯地 南目宿舎19・20号棟	
2	A	陸上自衛隊仙台駐屯地で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%)					陸上自衛隊仙台駐屯地	令和8年2月27日(金) 10時20分 (253号隊舎3F中央ホール)
	B	自衛隊仙台病院で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%)					自衛隊仙台病院	
	C	陸上自衛隊反町分屯地で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%)					陸上自衛隊反町分屯地	
	D	陸上自衛隊反町分屯地進入路で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%)					陸上自衛隊反町分屯地	
	E	防衛マイクロ手倉山通信中継所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%)					陸上自衛隊防衛マイクロ手倉山通信中継所	
	F	防衛マイクロ東稲山通信中継所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%)					陸上自衛隊防衛マイクロ東稲山通信中継所	
	G	自衛隊南目宿舎19号棟ほか(共用)で使用する電気 (再生可能エネルギー比率30%)					陸上自衛隊仙台駐屯地 南目宿舎19・20号棟	
3	A	陸上自衛隊仙台駐屯地で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)					陸上自衛隊仙台駐屯地	令和8年2月27日(金) 10時40分 (253号隊舎3F中央ホール)
	B	自衛隊仙台病院で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)					自衛隊仙台病院	
	C	陸上自衛隊反町分屯地で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)					陸上自衛隊反町分屯地	
	D	陸上自衛隊反町分屯地進入路で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)					陸上自衛隊反町分屯地	
	E	防衛マイクロ手倉山通信中継所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)					陸上自衛隊防衛マイクロ手倉山通信中継所	
	F	防衛マイクロ東稲山通信中継所で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)					陸上自衛隊防衛マイクロ東稲山通信中継所	
	G	自衛隊南目宿舎19号棟ほか(共用)で使用する電気 (再生可能エネルギー比率0%) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)					陸上自衛隊仙台駐屯地 南目宿舎19・20号棟	

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70・71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う売買、賃貸借、請負その他の契約から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (4) A・B・Cグループは令和7・8・9年度(定期更新・新規)の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の「B」等級以上、D・E・F・Gグループは「D」等級以上に等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であり、かつ電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けているもの又は同法第16条第2項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届け出を行っている者であること。また、防衛省競合参加資格(全省庁統一資格)が申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- ただし、平成28年4月1日以降に電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売事業の登録を受けていること。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明資料に示す入札適合条件を満たすこと。
- (入札適合条件は、環境省が示す「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件例」によるものとし、入札説明資料で示す適合証明書に点数を記入の上、令和8年2月24日(水)17時までに郵送、持参にて会計隊担当者に提出すること。
- (6) 仕様書の条件を満たす割合を正式に証明した再生可能エネルギー電源の特定電源割当計画書等を提出した者であること。
- (7) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう依頼があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (8) 大官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (11) 第8号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- ア 資本の関係がある場合
次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会計法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)6号について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。))が存中の会社である場合を除く。
- (ア) 親会社(会計法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係がある場合
次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
- (ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。))が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 3 事前提出資料書類等
- (1) 入札参加希望者の書類提出
入札参加希望者は、2(5)及び(6)に記載の「適合証明書」、「特定電源割当計画書等」及び資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。
- (2) 提出方法
持参又は郵送(ＦＡＸ不可)
- (3) 提出期限
令和8年2月24日(水)17時
- 4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定
入札参加者から提出された公告中3(1)の提出書類を審査し、上記競争参加資格に適合していると判断された者のみ参加できるものとする。
- (1) 2(1)から(11)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率60%にて応札できる者がいる場合は「仕様書(再生可能エネルギー比率60%)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (2) 第1号の要件を満たさない場合において、2(1)から(11)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率30%以上で応札できる者がいる場合は「仕様書(再生可能エネルギー比率30%以上)」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (3) 第1号から第2号の要件を満たせない場合において、2(1)から(11)までの全ての必要な資格を満たす者がいる場合、「仕様書(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)」を採用するものとし、再生可能エネルギー比率についての条件は付さないこととする。
- 5 契約条項を示す場所
- (1) 陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部業務科
- (2) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」は、東北方面会計隊本部業務科契約班で閲覧できるとともに、東北方面会計隊ホームページに掲載している。
- 6 入札説明会及び入札実施要領等
- (1) 入札説明会は実施しない。
ただし、現場確認については、随時受け付ける。(事前に、現場担当者で日時の調整をすること。)
- (2) 入札実施要領
- ア 再生可能エネルギー比率60%の入札で応札のできる者がいる場合
再生可能エネルギー比率60%の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、郵便を含め再度入札のための入札書を準備すること。
- イ 再生可能エネルギー比率60%の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは再生可能エネルギー比率60%の入札で応札のできるものがなかった場合
再生可能エネルギー比率30%の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、郵便を含め再度入札のための入札書を準備すること。
- ウ 再生可能エネルギー比率30%の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは再生可能エネルギー比率30%の入札で応札のできる者がなかった場合
再生可能比率0%の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、郵便を含め再度入札のための入札書を準備すること。
- エ 入札において、1 No.1 の入札案件が落札に至った場合、1 No.2～No.3 の入札はすべて実施しない。
- オ 入札において、1 No.2 の入札案件が落札に至った場合、1 No.3 の入札はすべて実施しない。
- 7 保証金等
- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合及び契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- 8 入札及び落札決定方法
- (1) 入札方法
- ア 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(季節・時間帯別等の区分による複数の単価を記載しても可)を記載すること。(小数点第2位までとする)
- イ 代金支払については、一部現金による振込が必ず発生する。この際、発生する手数料は、契約相手方負担となるので、入札単価に含めること。
- ウ 入札金額の算定にあたっては、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (2) 落札決定方法
- ア **グループ毎の年間総価(消費税抜きの単価×予定数量の総額)**で決定する。
イ 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- ウ 落札の決定は、仕様書で提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価(年間の予定電力料金であり、整数とする。)で判断するので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。
- 9 入札の無効
- (1) 第2項に示す競争入札に必要な資格のないものが行った入札
- (2) 入札金額、入札者、氏名及び押印が判明し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 電報、電話、ＦＡＸ等による入札は認めない。
- (5) 代理人で入札する場合、委任状の未提出及び入札書に、委任状に押印してある代理人の印がない入札
- (6) 「暴力団排除に関する誓約事項」の内容のとおり誓約した旨の入札書への記載がない場合又は誓約書の提出がない場合
- ※ 誓約事項の記載要領
「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」
- (7) 入札者が(6)で実施した誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合
- (8) 入札書に「上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。」の記載がない場合
- ※ 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を確認したうえで記載すること。

- 10 契約書の作成
落札者は落札決定後遅滞なく、契約書等を作成提出すること。契約条項は、双方協議により定める。
適用する特約条項
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「単価契約に関する特約条項」
- 11 その他
(1) 入札日時に遅れた者の入札は認めない。
(2) 入札説明資料等は、東北方面会計隊のホームページへ掲載している。
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/neae/koukoku/fin/index.html>)
(3) 再度入札について、郵便入札がある場合においては官側の指定する日時において実施するものとする。郵便入札が無い場合はその場で速やかに実施するので入札書の予備を持参すること。
(4) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。
(5) 入札参加希望業者は、入札日の前日迄に、会計隊本部業務科契約班に連絡後、下記場所にて仕様書等を受領すること。
(受付時間：月曜日～金曜日の9：00～17：00)
※ホームページに掲載している仕様書と内容は同様であるため、ホームページで確認できた場合受領は不要とする。
(6) 入札参加者は、下記の書類を**令和8年2月24日(水) 17時**までに提出すること。
ア 和7・8・9年度資格審査結果通知書（申請中を含む）
イ 再生可能エネルギー電源の特定電源割当計画書（仕様書の条件を満たす割合を会社印等で正式に証明したもの）
ウ 適合証明書（最新の数値により作成）
(7) 問い合わせ先
ア 入札及び契約事項等に関する問い合わせ先

〒983-8580
仙台市宮城野区南目館1番1号
陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部 契約班
電話 022-231-1111（内線3529）
FAX 022-235-6641 担当 伊藤

イ 仕様書、現場に関する問い合わせ先

陸上自衛隊仙台駐屯地 業務隊管理科営繕班
電話 022-231-1111（内線3318） 担当 三上